

# 第6章 非営利法人の行政庁への申請等における デジタル化の現状 —— 公益法人を例として ——

尾 上 選 哉

## 1 はじめに

本研究プロジェクトの目的は、「デジタル化に伴い人材育成に必要な地方政府の新たなフレームワーク（①会計情報の利活用の促進，②ITを活用した監査，③ITを活用した内部統制）を創出すること」である。本稿では，地方政府等のデジタル化の進展がどのように進んでいるかを確認するために，地方政府等（以下，「地方公共団体等」という。）への非営利法人の書類提出におけるデジタル化を検討対象として，その進展の現状を明らかにすると共に，その課題を明らかにする。公益社団法人・公益財団法人（以下，総称して「公益法人」という。），学校法人，社会福祉法人などの非営利法人は，第3セクターとして行政組織の政策実施の一端を担っているプライベートセクターに属する非営利組織であり，行政庁に対して様々な定期的な書類提出の義務を負っている。このような場面におけるデジタル化の進展は，その後の地方公共団体等での情報の二次利用を促進することに繋がると考えられる。例えば，各種の統計資料の作成や，施策の経済性・効率性・有効性という評価のための分析に役立つと考えられる。

本稿では，非営利法人の中でも，2008（平成20）年スタートした新しい制度である公益法人を取り上げ，公益法人における行政庁への変更認定申請・変更届出，定期書類提出等の申請・提出の手続きを考察・検討することとする<sup>1)</sup>。

## 2 公益法人制度の概要

新しい公益法人制度は，2008（平成20）年12月に施行された公益法人制度改革関連三法により，新しい公益法人制度がスタートとした。公益法人制度改革の目的は，「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに，主務官庁の裁量

---

1) 公益法人は，法人の信頼性を保証する仕組みとして，国民に対して法人の事業運営の透明性を確保し，その説明責任を果たす観点から，様々な情報開示規定が一般社団・財団法人法および公益法人認定法に組み込まれている。本稿では，公益法人制度は新しい制度であり，情報開示を促進していることから，様々な手続きなどのデジタル化（オンライン化）が進められていると想定できるため，公益法人を取り上げている。

権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること」(公益認定等委員会事務局 2008, 3 頁) にあり, 新公益法人制度の下では, 非営利目的のいずれの組織は, 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下, 「一般法人法」という.) に基づき, 一定の要件を満たせば登記手続きのみ (準則主義) で一般社団法人または一般財団法人 (以下, 総称して「一般法人」という.) を設立し, 法人格を取得することが可能となっている (一般法人法第 22 条および第 163 条). そして, 「公益認定」という新しい制度が導入され, 一般法人のうち, 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (以下, 「公益法人認定法」という.) の規定する一定の基準を満たしていると認められた法人は, 行政庁 (内閣総理大臣ないしは都道府県知事<sup>2)</sup>) の公益認定を受けて公益法人 (具体的には, 公益社団法人または公益財団法人) になることができることとなっている (公益法人認定法第 4 条). 一定の基準を充足しているか否かの判断は, 民間有識者によって構成される国の公益認定等委員会<sup>3)</sup>ないしは都道府県の合議制の機関 (以下, 国および都道府県の機関を総称して「公益認定等委員会」という.) が行うこととなっている.

この公益認定制度は, 英国 (イングランドおよびウェールズ) におけるチャリティ委員会 (Charity Commission) による民間の公益活動を行う組織の登録チャリティ (registered charity) 制度をモデルとしたものであり, 公益認定等委員会が一般法人の実施する公益目的事業および組織体制等を一定の基準に照らして認定するものである. いいかえれば, 公益法人は, 一般法人と比較して, 民間非営利活動の担い手として社会的信用を付与された法人であるということがのである. それゆえに, 公益法人には, 企業などの普通法人や一般法人には適用されない税制上の特別措置が講じられることとなっている. また, 公益認定された公益法人の信頼性を確保する仕組みとして, 公益法人には行政庁への定期的な書類の提出等の情報開示義務が課されている.

### 3 行政庁への申請・届出・提出の手続き

公益法人は, 行政庁に対して種々の申請・届出等の手続き, および定期書類の提出を行うこととなっている.

#### (1) 申請・届出の手続き

##### ①公益認定申請

一般法人が公益法人になるためには, 公益認定の申請を行政庁に行う必要があり, 所定の

---

2) 行政庁は, 事務所が複数の都道府県にある法人や複数の都道府県で公益目的事業を行うことを定款で定めている法人の行政庁は, 内閣総理大臣 (内閣府) であり, それ以外の法人は, 事務所が所在する都道府県の知事 (都道府県) が行政庁となっている.

3) 国の公益認定等委員会は, 国会同意人事に基づき任命された 7 名の委員で構成されており, 任期は 3 年となっている.

申請書を提出することとなる（公益法人認定法第7条）。公益認定を受けるためには、一般法人が公益法人認定法第5条の定める18の基準をすべて充足すると同時に、公益法人認定法第6条の定める欠格事由に該当しないことが必要となる。認定基準および欠格事由については、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」が内閣府のポータルサイト「公益法人インフォメーション」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）に公表されており、また、具体的事例に対応した「よくある質問に対する回答集（FAQ）」がまとめられている。

公益認定に係る申請書については、①ポータルサイトでのダウンロード入手、②行政庁の窓口での直接入手、および③郵送入手の3つの方法があるが、行政庁は入手の簡便性や申請書記載の利便性を考慮して、ポータルサイトからのダウンロード入手を推奨している（内閣府／都道府県 2024a, 9頁）。

申請書は、次の書類から構成されている。①申請書（かがみ文書）、②別紙1（法人の基本情報および組織について）、③別紙2（法人の事業について）、④別紙3（法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について）、および⑤その他の添付書類である。別紙1の記載内容が、ポータルサイトの法人検索画面において表示されることとなっている。別紙2は法人の行う事業についてであるが、事業を3区分しており、公益目的事業、収益事業、その他の事業となる。これらの事業について、個別の個票の作成が求められている。別紙3の中心は、公益認定の基準のうち財務3基準とよばれる収支相償（別表A）、公益目的事業比率（別表B）、有休財産保有制限（別表C）に係るものである。これらのほか、他の団体の意思決定に関与可能な財産（別表D）、経理的基礎（別表E）、各事業に関連する費用額の配賦（別表F）、収支予算の事業別区分経理の内訳表（別表G）がある。なお、その他の添付書類は、次の一覧表の通りである（図表1を参照）。

図表1 公益認定申請の添付書類

1	定款
2	登記事項証明書
3	理事等（理事、監事および評議員）の名簿
4	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
5	確認書
6	許認可等を証する書類（※許認可等が必要な場合のみ）
7	滞納処分に係る国税および地方税の納税証明書（過去3カ年に滞納処分がないことの証明）
8	事業計画書
9	収支予算書
10	前事業年度末日（設立日）の財産目録
11	前事業年度末日（設立日）の貸借対照表およびその附属明細書
12	事業計画書および収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（前年度の正味財産増減計算書等）
13	事業・組織体系図（※作成不要の場合あり）
14	社員の資格の得喪に関する細則（※定款のほか、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ）
15	会員等の位置づけ及び会費に関する細則（※定款のほか、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ）
16	㊟ 寄附の用途の特定の内容がわかる書類（※公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ）

出所）内閣府／都道府県 2024a, 54頁をもとに筆者作成。

行政庁への申請は、申請書の入手と同様に、①ポータルサイトからの電子申請、②窓口での申請、および③郵送による申請が可能となっている。行政庁は、電子申請の利便性から、電子申請を推奨している(内閣府／都道府県 2024a, 64 頁)。電子申請の場合には、ダウンロード入手し作成したファイルを PDF 化した電子データ、添付書類などはスキャナなどによる PDF 形式の電子データでの提出が可能となっているため、公益認定申請の手続きはデジタル化が進められていることとなる。

## ②変更認定申請

公益認定を受けて公益法人になった後、公益認定申請時の一定の事項を変更する場合には、行政庁に対して、変更の手続きを行う必要がある。公益法人認定法は、変更の内容に応じて、変更認定の申請もしくは変更届出の2つの手続きを規定している。

変更認定とは、変更前に、あらかじめ行政庁の認定を受ける手続きであり、次の4つの事項に該当する場合である(公益法人認定法第11条)。

- ①公益目的事業を行う都道府県の区域の変更(第1号)
- ②主たる事務所もしくは従たる事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設または廃止を含む。)(第1号)
- ③公益目的事業の種類または内容の変更(第2号)
- ④収益事業等の内容の変更(第3号)

変更認定申請のための書類は、公益認定申請の場合と同じく、①ポータルサイトでのダウンロード入手、②行政庁の窓口での直接入手、および③郵送入手の3つの方法があるが、行政庁はポータルサイトからのダウンロード入手を推奨している(内閣府／都道府県 2024b, 7 頁)。申請書類は、公益認定申請の場合と類似のものとなっており、申請書、別紙1、別紙2、別紙3およびその他の添付書類であるが、変更内容に応じて、申請に必要な書類が異なる(図表2を参照)。

行政庁への申請は、公益認定の申請時と同様であり、①ポータルサイトからの電子申請、②窓口での申請、および③郵送による申請が可能となっているが、行政庁は①の電子申請を推奨している(内閣府／都道府県 2024b, 38 頁)。電子申請においては、すべての書類を PDF 形式の電子データでの提出が可能であるため、変更認定申請の手続きにおいてもデジタル化は進められている。

なお、④の「収益事業等の内容の変更」については、本年2024(令和6)年5月14日に衆議院本会議にて公益法人認定法の改正が可決・成立し、5月22日に公布されたことから、2025(令和7)年4月1日以降は「届出事項」とされることとなっている。また、③の「公益目的事業の変更」については、内閣府令等で手続きの簡素化が予定されている<sup>4)</sup>。

---

4) <https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html> (2024年7月25日閲覧)

図表 2 変更認定申請に必要な提出書類

書類名	①	②	③および④
申請書（かがみ文書）	○	○	○
別紙 1	○	○	○
別紙 2	×	×	○
別紙 3（別表A～F）	×	×	○
定款変更の案	○	※ 1	※ 1
確認書	○	※ 1	○
許認可等を証する書類	※ 3	※ 3	※ 2
事業計画書	×	×	○
収支予算書	×	×	○
事業・組織対系図	※ 3	※ 3	※ 3
寄付の使途の特定の内容が分かる書類	×	×	※ 4
理事会の議事録の写し	○	○	○

※ 1 定款変更を伴う場合のみ、提出。

※ 2 事業の内容の変更に伴い、新たに許認可が必要となる場合のみ、提出。

※ 3 すでに行政庁に提出されているものに変更がある場合のみ、提出。

※ 4 公益目的事業以外に使途を特定した寄付がある場合のみ、提出。

出所）内閣府／都道府県 2024b, 9 頁をもとに筆者作成。

### ③ 変更届出

変更届出とは、変更後に、遅滞なく行政庁へ届け出る手続きであり、次の 8 つの事項に該当する場合である（公益法人認定法第 13 条）。

- ①法人の名称または代表者の氏名の変更
- ②公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- ③主たる事務所または従たる事務所の所在場所の変更
- ④公益目的事業または収益事業等の内容の変更
- ⑤定款の変更
- ⑥理事、監事、評議員または会計検査人の氏名もしくは名称の変更
- ⑦理事、監事および評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ⑧事業を行うにあたり必要な許認可等の変更

変更届出に係る書類の入手方法は、変更認定申請の場合と同じであり、行政庁はポータルサイトからのダウンロード入手を推奨している（内閣府／都道府県 2024b, 7 頁）。届出書類は、届出書、別紙 1、別紙 2、およびその他の添付書類であるが、変更内容に応じて、届出に必要な書類が異なる。行政庁への届出方法は、変更認定申請と同じとなっている。つまり、ポータルサイトからの電子届出が推奨され、電子届出においては、すべての書類を PDF 形式の電子データでの提出が可能であるため、変更届出の手続きにおいてもデジタル化は進められている（内閣府／都道府県 2024b, 57 頁）。

なお、変更届出は事後の届出であるが、①合併、②事業の全部または一部の譲渡、③公益目的事業の全部廃止に該当する場合には、事前の届出が必要となっている（公益法人認定法第 24 条）。

## (2) 定期書類の提出

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することを目的としていることから、国民に対して広く情報開示を行い、透明性の高い事業運営を行うことが望ましい（新公益法人制度研究会編 2006, 219 頁）。そのため、公益法人認定法は、事業計画や事業報告等に関する書類の作成・開示を求めている（公益法人認定法第 21 条）。また、公益法人は、定期的に行政庁に書類を提出することとなっている（公益法人認定法第 22 条第 1 項）。行政庁への定期提出書類には、①事業年度開始前に提出すべき書類と②事業年度開始後に提出すべき書類の 2 種類がある。

### ① 事業年度開始前の提出書類

公益法人は、新事業年度開始日前日までに、提出書（かがみ文書）のほか、次の書類の提出が求められている（公益法人認定法第 22 条第 1 項、公益法人認定法施行規則第 37 条）。

- (イ) 事業計画書
- (ロ) 収支予算書
- (ハ) 資金調達および設備投資の見込みを記載した書類
- (ニ) 理事会（社員総会または評議員会の承認を受けた場合には、その社員総会または評議員会）の承認を受けたことを証する書類

### ② 事業年度終了後の提出書類

公益法人は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に、提出書（かがみ文書）のほか、次の書類の提出が求められている（公益法人認定法第 22 条第 1 項、公益法人認定法施行規則第 38 条）。

- (イ) 別紙 1（運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類について）
- (ロ) 別紙 2（法人の基本情報および組織について）
- (ハ) 別紙 3（法人の事業について）
- (ニ) 別紙 4（法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について）
  - ①別表 A（収支相償の計算）
  - ②別表 B（公益目的事業比率の算定）
  - ③別表 C（有休財産額保有制限の判定）
  - ④別表 D（他の団体の意思決定に関与可能な財産）
  - ⑤別表 E（経理的基礎について）
  - ⑥別表 F（各事業に関連する費用額の配賦について）
  - ⑦別表 H（公益目的取得財産残額について）
- (ホ) 別紙 5（その他の添付書類）
  - ①財産目録

- ②役員等名簿
  - ③理事、監事および評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類
  - ④社員名簿（公益社団法人のみ）
  - ⑤貸借対照表およびその附属明細書
  - ⑥損益計算書（正味財産増減計算書）およびその附属明細書
  - ⑦事業報告およびその附属明細書
  - ⑧監査報告および会計監査報告（会計監査報告は、会計監査人<sup>5)</sup>設置法人のみ）
  - ⑨キャッシュ・フロー計算書（作成している場合または会計監査人を設置しなければならない場合に限る）
  - ⑩滞納処分に係る国税および地方税の納税証明書
- (へ) 参考資料（必要な場合に提出すべき書類）
- ①許認可等を証する書類
  - ②事業・組織体系図
  - ③社員の資格の得喪に関する細則
  - ④会員等の位置づけおよび会費に関する細則
  - ⑤寄附の用途の特定の内容がわかる書類（公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合）

定期提出書類の入手および提出は、前述の変更認定申請および変更届出の場合と同じで、行政庁はポータルサイトからのダウンロード入手および電子申請を推奨している（内閣府／都道府県 2024c, 4 頁および 65 頁）。

なお、行政庁は定期提出書類の閲覧または謄写の請求があった場合、公益法人から提出された定期提出書類の閲覧および謄写させることとなっている（公益法人認定法第 22 条第 2 項）。ただし、役員等名簿については、個人情報保護の観点から、個人の住所に係る記載の部分を除外されることとなっている（公益法人認定法第 22 条第 3 項）。この制度は、公益法人から行政庁に提出された書類等について、行政庁において閲覧または謄写を行うことができるものであり、行政庁のホームページ（<https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/vca0001!-show#prepage2>）上からも閲覧請求が可能となっている。

---

5) 会計監査人の設置は、公益認定基準の 1 つとして掲げられている（公益法人認定法第 5 条第 12 号）。これは、「公益法人において、公益目的事業に使用すべき財産の使用および会計処理が適切に行われているか、厳正なチェックを行うことは、国民に対する説明責任を果たし、公益目的事業の受益者を保護するために特に重要である」（新公益法人制度研究会編 2006, 207 頁）と考えられたためである。しかし、「会計監査人の設置が費用負担を伴うものであること等」（FAQ 問 5-5-①）を根拠として、具体的には①収益の額が 1,000 億未満、②費用および損失の額の合計額が 1,000 億円未満、③負債の額が 50 億円未満、のすべての要件を満たす場合には会計監査人の設置は免除されている（公益法人認定法施行令第 6 条）。なお、負債の額が 200 億円を上回る「大規模一般法人」にあつては、会計監査人の設置が義務づけられている（一般法人法第 2 条第二号・第三号、第 62 条および第 171 条）。

## 4 むすびにかえて

本稿では、地方政府等のデジタル化の進展の状況を確認するために、公益法人とその行政庁である内閣府および都道府県との関わりにおいて、具体的には、①公益認定申請、②変更認定申請、③変更届出および④定期書類の提出の局面において、そのデジタル化の現状を考察してきた。その結果、公益法人が行政庁に対して種々の申請や届出、提出を行う際には、オンラインによるデータのやりとり（デジタル化）が推奨されていることが明らかとなった。ただし、行政庁のポータルサイトや、公益法人認定法第48条において行政庁に毎年報告が義務づけられている事務の処理状況等の年次報告である『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』には、手続きとして、①オンライン、②行政庁の窓口、③郵送の割合は記載されていないことから、実際にどれだけの公益法人がオンラインを使った手続きを行っているかは明らかではない。

例えば、公益法人制度がモデルとした英国における登録チャリティ（registered charities）制度では、行政庁とのすべてのコミュニケーションはオンラインによることとされている。また、米国の非営利組織が内国歳入庁（Internal Revenue Service: IRS）に提出しなければならない税務申告書 Form 990等は、オンラインによることが定められている。デジタル化の進展をさらに進めていくためには、英国や米国のようにオンラインによる申請・届出・提出の義務化が避けられないと思われる。また上述の『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』には、公益法人の概況が記載されているが、これらの統計資料の作成やその情報による施策の評価にも役立つものと期待される。

### 参考文献等

- 新公益法人制度研究会編（2006）『一問一答 公益法人関連三法』商事法務。
- 公益認定等委員会事務局（2008）『民による公益の増進を目指して～新公益法人制度の概要～』<https://www.mhlw.go.jp/stf2/shingi2/2r9852000000rgk1-att/2r9852000000rldy.pdf>（2024年7月25日閲覧）。
- 公益法人協会編（2016）『公益法人・一般法人の運営実務【第3版】』公益法人協会。
- 内閣府公益認定等委員会事務局（2022）『民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～』[https://www.koeki-info.go.jp/content/20220400\\_Pamphlet.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/content/20220400_Pamphlet.pdf)（2024年7月25日閲覧）。
- 内閣府／都道府県（2024a）『申請の手引き 公益認定編』<https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki03-kouekinintei.pdf>（2024年7月25日閲覧）。
- 内閣府／都道府県（2024b）『変更認定申請・変更届出の手引き』[https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki05\\_hennkouninnteisinnseinadonotebiki\\_kouekihoujinnyou.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki05_hennkouninnteisinnseinadonotebiki_kouekihoujinnyou.pdf)（2024年7月25日閲覧）。
- 内閣府／都道府県（2024c）『定期提出書類の手引き 公益法人編』[https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki04\\_teikitesyutsushorui\\_kouekihoujinhenn\\_20231204.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki04_teikitesyutsushorui_kouekihoujinhenn_20231204.pdf)（2024年7月25日閲覧）。